

健康・医療・介護情報利活用検討会 介護情報利活用ワーキンググループ

中間とりまとめの概要

令和6年3月29日

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 介護情報基盤による介護情報の共有の範囲のまとめ
2. 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について
3. 情報セキュリティの担保の観点から必要な対応について
4. 情報共有に係る技術的課題について
5. 今後の二次利用を見据えた情報共有のあり方について
6. 今後の検討課題について



1. 介護情報基盤による介護情報の共有の範囲のまとめ

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者				
		利用者	市区町村	介護事業所	居宅介護支援事業所(※)	医療機関
				作成者	作成者	作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★		◎	
	②主治医意見書		○		◎	★ ○
	③介護保険被保険者証(要介護度等を含む)	○	★	○	○	○ ○
	④要介護認定申請書	★	○			
請求・給付情報	①給付管理票 ②居宅介護支援介護給付費明細書	○	○		★	
	③介護給付費請求書 ④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 ⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書 ⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 ⑧施設サービス等介護給付費明細書	○	○	★		
LIFE情報	①LIFE情報(利用者フィードバック票)	◎	○	★ ○	○	○
ケアプラン	(1)居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第3表 週間サービス計画表 ④第6表 サービス利用票 ⑤第7表 サービス利用票別表 (2)施設サービス ⑥第1表 施設サービス計画書(1) ⑦第2表 施設サービス計画書(2) ⑧第3表 週間サービス利用表	○	○	○	★	○

★：作成主体、○：これまで主に共有し、今後も介護情報基盤で情報共有される主体、◎：今後、利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

※ 介護事業所に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。

注1) 介護情報基盤は、全国医療情報プラットフォームにおいて介護情報等の共有を行う基盤である。

注2) 点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

注3) 地域包括支援センターへの共有のあり方については、市町村から委託を受けていることを踏まえ、その共有の範囲や活用方法について引き続き検討。³

2. 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について

(1) 同意の取得の機会等について

- 利用者自身の介護情報を共有することへの利用者の同意（注1）については、
 - 各介護事業所が利用者の資格確認を行う契約時に行う（注2）
 - 当該の者に係る介護情報について一括して同意を取得する
 - 原則として、当該介護事業所等を利用している期間は有効なものとする
- 同意の撤回、個別の情報の不同意等についても、他分野の状況も踏まえて検討するべきである。
- 同意に係る利用者への説明は、わかりやすい説明資料や統一された同意様式を用いて、各介護事業所等において実施することとする。
- 説明にあたっては、通常業務で用いることのほか、介護情報の電子的な共有の目的・効果や留意事項等についても伝えることとする。

(2) 同意の取得が困難な場合について

- 本人からの同意の取得が困難な場合については、他分野での対応を踏まえつつ、同意の法的な位置づけ等について論点を整理した上で、引き続き検討するべきである。
- 本人以外が情報共有の同意をすることが生じた場合についても、なりすまし対策等の観点から、マイナンバーカードを用いる等の方法も含め、対応することとする。

注1) 本項における「同意」は、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」における同意のこと

注2) 利用者に対して説明を行うべきタイミングについては関係する民事法との整合性に留意すべき

3. 情報セキュリティの担保の観点から必要な対応について

(1) 基本的な考え方

- 介護サービス利用者の要配慮個人情報を含む情報であることから、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえて介護事業所におけるシステムの運用の実態等を考慮し、取り扱うこととする。

(2) 対応方針

- 介護情報基盤を活用する介護事業所において、情報セキュリティの担保ができる手引きの作成等を検討するべきである。
- 介護事業所における導入負担を考慮し、介護事業所と介護情報基盤間の情報連携は、インターネット回線を用いて行う方式についても検討するべきである。
- インターネット回線を用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえて、医療情報の共有に係るネットワークの検討と整合を取りながらクラウド技術に適用できるネットワークの方式について今後検討するべきである。

4. 情報共有に係る技術的事項について

(1) PMHの活用について

- 自治体・医療機関間で医療費助成・母子保健・予防接種の情報を連携するシステムであるPublic Medical Hub (PMH)が、デジタル庁で検討されている。
- 介護情報基盤の構築にあたっては、PMHを活用し、自治体、医療機関と連携することとする。

(2) 介護情報基盤に保存されるデータの保存期間について

- 医療情報の共有における検討も踏まえ、介護情報基盤に保存される 介護情報の保存期間は当面 5 年間を目安とし、利活用の状況に応じて適切な保存期間を検討するべきである。

5. 今後の二次利用を見据えた情報共有のあり方について

今後の二次利用を見据えた情報共有のあり方について

- 介護情報基盤を通じ、新たに収集されるケアプラン情報、主治医意見書、医療機関・介護事業所間で連携する介護情報については、その他の二次利用される情報と同様に、データの処理や管理の方法について、「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において整合性を確保することとする。

6. 今後の検討課題について

とりまとめを踏まえて介護情報基盤のシステム開発等に取り組む。また、以下の事項は今後の検討課題とする。

今後の検討課題

- ・ 介護情報基盤により共有される情報に関し、利用者をはじめとする各主体がより目的・効果を感じられる情報の活用方法、具体的な介護情報基盤の利用方法について、幅広い関係者に理解を得られるようにするべきである。
- ・ 本人からの同意の取得が困難な場合における対応について、他分野での対応を踏まえつつ、同意の法的な位置づけ等について論点を整理するべきである。
- ・ 医療・介護間で連携する情報の内容について、医療機関、介護事業所及び市町村等のニーズの観点や、情報連携に必要な技術的な課題について整理を行うべきである。
- ・ 介護情報基盤で用いるネットワークの方式について、介護事業所における導入負担を考慮し、またクラウド技術に適用できるようなネットワークの方式について、医療情報の共有に係るネットワークの検討を踏まえるべきである。
- ・ 介護事業所において情報セキュリティを担保する方策について、介護情報基盤を活用する介護事業所において、情報セキュリティの担保ができるような手引きの作成等を検討するべきである。